

2011 年 8 月 8 日

宮城県震災復興本部会議御中

東日本大震災子ども支援ネットワーク

公益財団法人 日本ユニセフ協会

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

認定 NPO 法人 チャイルドライン支援センター

NPO 法人／国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所

宮城県震災復興計画(第 2 次案)に対する意見

未曾有の東日本大震災に対する宮城県震災復興本部会議の奮闘に心より敬意を表明します。

わたしたちは、これまでの活動経験から、以下の点を復興計画に盛り込むとともに、宮城県復興本部会議の議論のなかに子どもの意見を反映させることを要望します。

基本的な視点として、以下の 4 点が大切です。

1. 基本理念に、復興の基本的視点の一つとして、子どもの視点、子どもの権利という考えと手法をすえ、国連・子ども（児童）の権利条約の趣旨や規定に基づく子どもおよび家族支援、学校・施設等の再構築、コミュニティ・地域の再生を図り、ユニセフのいう「子どもにやさしいまち」づくりを推進すること。
2. 法的基盤として、国連・子ども（児童）権利条約の趣旨や規定ならびに第 54 回国連・子ども（児童）の権利委員会が日本に勧告した事項に基づき、国内法を含むより包括的な体制の整備が求められているなかで、各自治体は、「子ども条例」を制定し、子ども支援および子育て支援を推進すること。
3. 子どもたちが安心・安全のなかで生活し、学び、成長していく権利を実現するために、関連する情報を積極的に開示し、各種の安全基準を見直しあるいは確立し、生活や学びの環境を整備すること。
4. 復興にあたっては、「子ども・若者ビジョン」の趣旨等を踏まえ、当事者である子どもの意見を聴き、子どもたちも参加して復興することを原則にして（防災を含む）計画をつくり、実施していくこと。こうしたことを通して、子どもたちが参加するための制度を構築すること。

より詳細には以下の点を盛り込むことが必要です。

＜子ども参加等の推進＞

5. 子どもが安心して意見を表明し参加ができるようにするための条件整備や支援を行う

こと。

6. 震災からの復興、コミュニティの再構築に向けては、「子どもにやさしいまちづくり」という視点を持って、子どもを基本におき、女性・障がいのある人・外国籍市民など多様な住民の意思を盛り込むためのヒアリング等を実施し、参加をすすめること。
7. 計画の進行管理・評価においても、有識者のみならず、なによりも県民当事者が参加しチェックすべきであることから、すべての住民とりわけ子ども・若者の意見表明・参加の枠組みを保障すること。

<相談・救済>

8. 震災後に児童虐待や子どもの権利侵害の増加が報告されていることから、児童虐待をはじめ子どもの権利侵害に専門的知見を持つ民間支援団体と連携してケアおよび相談・救済・回復の体制を確保すること。
9. 子ども専用の電話・メール・インターネットなど子ども固有の相談窓口を子どもの現実にあわせて多様に設けること。
10. 訪問相談等にあたっては、子どもへの虐待や女性にたいする暴力被害などの権利侵害について予防発見の啓発とケアができる体制にすること。

<学校支援>

11. 学校については、子どもや学校の現状や要望をふまえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、さらに民間団体との協働や地域社会との積極的な連携を通して、学校支援体制を強化すること。
12. 学校教育において、暴力の予防教育を含む人権教育、子どもの権利教育をカリキュラムにも盛り込み、推進すること。

<避難所、防災計画>

13. 避難所でのプライバシー保護や子どもの遊び場の確保などにおいて、女性、障がいのある人、セクシュアル・マイノリティ、外国籍住民などの固有のニーズに柔軟に応えるための避難所設置ガイドラインを策定すること。実効性を担保するために市町村での条例化を進めること。防災システムは多言語対応とすること。
14. 防災配備に、通訳・保育士・助産師など子どもや子育て家庭固有のニーズに応える人員を配置すること。
15. 防災計画やその広報・教育においては、障がいの有無・性別・国籍・性的指向・年齢にかかわらず、人権を保障すべきことを盛り込むこと

＜生活支援、就労と地域＞

16. 生活支援にあたっては、家庭で子育てをしている人や働きながら子育てをしている家庭、ひとり親家庭、外国籍の子育て家庭、障がい児家庭など多様なニーズを持つ人々に対して、地域で対応できるものとする。

17. 就労の確保にあたっては、若者への支援を確保すること。公共訓練には若者が就労可能となる技術を積極的に盛り込むこと。若者の雇用をすすめている企業に対し就職促進奨励金を支給すること。

18. ボランティアやリーダーの育成については、児童館、子育て支援センター、男女平等センター・女性センター等の活用を図りつつ、子どもの権利の視点と内容を盛り込むこと。

連絡先：子どもの権利条約総合研究所・東洋大学分室（森田明美研究室）

〒112-8606 東京都文京区白山 5-28-20 東洋大学白山校舎 2 号館 608 号室

TEL /FAX 03-3945-7481

E-mail：info@shinsai-kodomoshien.net

ドメイン：shinsai-kodomoshien.net